

# 単 価 契 約 書

## 1 品名、規格、単位および契約単価

(1) 品 名 液化窒素

(2) 契約番号 U00745

(3) 規 格 別紙仕様書のとおり

(4) 単 位 1kg

(5) 契約単価 36.96円

(うち消費税額および地方消費税額3.36円。この額は、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。)

## 2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3 納品場所

仕様書のとおり

## 4 契約保証金

秋田市財務規則第128条第1項第3号により免除

上記物品の売買について、秋田市（以下「甲」という。）と株式会社相場商店（以下「乙」という。）とは、別添の契約事項により物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

住 所 秋田県秋田市山王一丁目1番1号  
甲 秋田市

氏 名 秋田市長 穂 積 志

住 所 秋田県秋田市檜山登町1番20号  
乙 株式会社相場商店

氏 名 代表取締役 相場 栄利

## 契 約 事 項

### (納入方法)

第1条 乙は、契約期間中甲からの発注ごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合においては、乙は、直ちに納品書等をもってその旨を甲に通知するものとする。

### (検査)

第2条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立会いのもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条および前項の規定を準用する。

3 検査に合格した後に、甲は、現品の引渡しを受けるものとする。

4 物品の検査に必要な費用および検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

### (危険負担)

第3条 前条第3項の引渡しの前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

### (追完請求権)

第4条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

### (契約金額減額請求権)

第5条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第7条 乙は、納入した物品に係る代金(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、甲の指定する期日までに物品を納入できないときは、甲は、損害金を徴収して延期を承認することができる。この場合においては、損害金の額は、その期日の翌日から納入した日までの日数に応じ、納入代金(延滞物品の数量に契約単価を乗じて得た額)につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した額とする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(事情変更)

第9条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 甲の指定する期日までに物品を納入しないとき、又は納入の見込みがないとき。

(3) 検査に際し、検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 契約解除の申出があったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、未納入物品の数量に契約単価を乗じて得た額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲は、契約の解除の原因となった理由が天災地変その他不可抗力によるものと認めるときは、当該違約金を免除することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、乙から契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第 12 条 甲は、第 10 条の規定によるほか必要があると認めるときは、この契約の全部もしくは一部を解除し、又は契約の更改をすることができる。この場合において、乙に著しい損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 14 条 この契約事項に定めのない事項又はこの契約事項について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。